

## Vitality ご加入前の健康診断等のポイント対象化等について

住友生命「Vitality」では、日々の健康増進への取組みについて、ポイント加算の申込みを行うことでポイントを獲得し、ポイントに基づいて判定されるステータスに応じて保険料が変動したり、さまざまな特典（リワード）をご利用いただいたりすることができます。

2021年3月31日以降、下記のとおり、会員年度1年目の活動のポイント加算の申込期限到来前のご契約を対象に、Vitality ご加入前の健康診断等をポイント獲得対象といたします。また、すべてのVitality 会員を対象に、健康診断等の受診日の変更の取扱いを行います。

また、新型コロナウイルスに伴う Vitality 健康プログラム特別取扱いとして実施しているお客さまから専用フォームへのお申出による健康診断・予防の受付方法を変更します。

### 記

#### 1. 変更の内容

##### a. Vitalityご加入前の健康診断等のポイント対象化

Vitality健康プログラム契約にご加入後に実施された活動をポイント付与の対象としておりますが、ご加入前1年以内<sup>※1</sup>に受診された健康診断<sup>※2</sup>・予防についてもポイント付与の対象とし、ご加入後にポイント加算の申込みを行うことでポイントを獲得いただけるようになります。

##### b. 健康診断等の受診日の変更の取扱い

やむを得ない事情（勤務先の都合、勤務先の変更、災害の発生等）により健康診断・予防の受診時期が予定されていた時期から変更となった場合、当社へのお申し出に基づき<sup>※3</sup>、受診日を変更<sup>※4</sup>してポイント加算の申込みを行っていただけるようになります。

※1 会員年度開始日の1年前の日から起算して会員年度開始日までに受診された健康診断・予防について、会員年度開始日に受診されたものとみなし、会員年度1年目のポイント付与の対象となります（予防には、会員年度1年目以降、複数年度にわたってポイント獲得できる項目もあります）。

（例）会員年度開始日が2021年4月1日の場合、2020年4月1日～2021年3月31日に受診された分が対象となります。

※2 スマート体組成計によるBMI測定は対象に含みません。

※3 受診日の変更を希望される場合は、健康診断・予防の受診時期が変更となった事情について、Vitalityサービスセンターへお申し出いただく必要があります。

※4 健康診断・予防の受診日から起算して6か月前の日または6か月後の日のいずれかを超えない範囲で受診日を変更することができます。

## 2. 開始日

2021年3月31日（水）

## 3. 対象者

### a. Vitalityご加入前の健康診断等のポイント対象化

- ・ 会員年度開始日が2021年4月1日以降のVitality会員
- ・ 会員年度開始日が2019年3月1日～2021年3月1日までのVitality会員のうち、会員年度1年目の活動のポイント加算の申込期限が到来していない方<sup>※5</sup>  
(会員年度開始日が2019年2月1日以前の方は、開始日において、会員年度1年目の活動のポイント加算の申込期限が到来済みのため対象になりません)

### b. 健康診断等の受診日の変更の取扱い

- ・ すべてのVitality会員<sup>※6</sup>

※5 Vitalityご加入前の健康診断等のポイント加算の申込みをされた場合でも、すでにポイント加算の申込期限を経過して確定した保険料や、すでにご利用済みの特典（リワード）の内容には適用されません。

(例) 会員年度開始日が2020年4月1日の場合

開始日において、同時にご加入の保険契約の2年目の保険料判定にかかる申込期限（2020年12月1日）を経過しているため、Vitalityご加入前の健康診断等は2年目の保険料ステータスには適用されません。なお、3年目の保険料判定にかかる申込期限（2021年12月1日）までにポイント加算の申込みを行うことで、3年目の保険料ステータスに適用されます。

※6 すでにポイント加算の申込期限を経過して確定した保険料や、すでにご利用済みの特典（リワード）の内容には適用されません。

## 4. 規約等の改定

ポイント付与対象期間の取扱い変更に伴い、「Vitality健康プログラム規約」および「Vitalityポイント獲得ガイド」を改定します。詳細は以下の新旧対照表をご確認ください。

- ・ 「Vitality健康プログラム規約」新旧対照表 ([こちら](#))
- ・ 「Vitalityポイント獲得ガイド」新旧対照表 ([こちら](#))

## 5. 新型コロナウイルスに伴うVitality健康プログラム特別取扱いについて

新型コロナウイルス感染拡大の影響等により健康診断受診等に影響がある際の特別取扱い<sup>※7</sup>について、専用フォームによる受付は2021年3月31日<sup>※8</sup>までとし、以後は本対応に切り替わります。

(詳細は[こちら](#))

※7 ご加入1年前までに受診された健康診断結果によるポイント加算や後日受診された健康診断結果等を当初受診予定日に受診されたものとしてポイント加算等。

※8 提出期限延長の取扱いは2021年6月1日までとなります。

以 上